

## 公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

平成30年11月 5日

佐賀市長 秀島 敏行

### 1. 業務概要

(1) 業務名：諸富支所新庁舎複合施設建築設計（基本・実施設計）業務委託

(2) 業務目的：

本業務は、行政サービスを提供するための場である支所庁舎と、産業振興及び地域振興の活動の場である産業振興会館を複合施設として整備するための建築設計である。

現在の産業振興会館の改修・増築を行い、安心・安全で快適な公共施設を整備するとともに、多様な行政サービスが共存・調和する利便性の高い公共空間の設計が求められる。

また、複合施設の整備にあたっては、『新支所庁舎複合整備基本方針（諸富支所庁舎、諸富町公民館、産業振興会館）』に佐賀市の基本的な方針を示す。

(3) 履行期間：契約締結の日から平成31年9月30日までとする。

(4) 本業務は、競争性確保のため公募型プロポーザルの手続により行う業務である。

### 2. 業務実施上の条件

(1) 技術提案書の提出者に要求される資格

技術提案書の提出者は、1) に掲げる資格を満たしている単体企業又は2) に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

#### 1) 単体企業

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 佐賀市における平成29・30年度入札参加資格審査の結果、建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争資格の認定を受けていること。
- ③ 本業務の優先交渉権者の決定までの間に会社更生法及び民事再生法並びに破産法の規定に基づく申し立てがなされていないこと。
- ④ この公告の日から優先交渉権者の決定・通知日までの間に、次に掲げる指名停止措置又は指名回避措置（以下「指名停止等の措置」という。）のいずれも受けていないものであること。
  - (ア) 佐賀市（佐賀市上下水道局を除く。（イ）において同じ。）による指名停止等の措置
  - (イ) 佐賀県内の他の公共団体による指名停止等の措置（佐賀市による指名停止等の措置と同一の事由の指名停止等の措置については、佐賀市による当該指名停止等の措置の開始日以後の措置を除く。）
- ⑤ 佐賀市内に本店を有する建築士事務所（建築士法第23条の規定による一級建築士事務所の登録を受けているものに限る。）であること。

#### 2) 設計共同体

- ① 1) に掲げる条件を満たしている者を代表者とし、1) に掲げる①～④の条件を満たしている構成員で、構成される設計共同体であること。
  - ② 共同企業体の出資比率は、代表者の出資比率が最大になるものとし、かつすべての構成員の出資比率が30%以上であること。
  - ③ 共同企業体の存続期間は以下によること。
    - ・ 本業務を受託した場合 委託契約の履行後3か月を経過した日まで
    - ・ 本業務を受託しなかった場合 委託契約の受託者が確定した日まで
  - ④ 共同企業体の建築士事務所に、建築士法第2条に定める一級建築士が合計4名以上所属し、常勤の者であること。
  - ⑤ 共同企業体の代表者以外の構成員は、下記の要件を満たすこと。
    - ・ 公告日時点において3か月以上の常勤である一級建築士が1名以上所属すること。
- 3) 技術提案書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
- ① 資本関係
    - 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社または子会社の一方が更生会社または更生手続きが存続中の会社である場合は除く。
      - (ア) 親会社と子会社の関係にある場合
      - (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
  - ② 人的関係
    - 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社または更生手続きが存続中の会社である場合は除く。
      - (ア) 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合
      - (イ) 一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- (2) 参加表明書に関する要件
- 1) 参加表明書の提出者に対する要件
    - ① 同種業務の実績
      - 元請（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率30%以上のものに限る。以下略）として、平成25年度以降公告日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない。）のうち、下記に示す「同種業務」の実績を有さなければならない。
      - なお、同種業務の実績は、国、都道府県、政令市又は市町村が発注した契約金額500万円以上の業務を対象とする。
        - ・ 同種業務：下記の(ア)～(ウ)を満たす業務実績を有すること。なお、(ア)～(ウ)の業務は、同一業務であること。
          - (ア) 主要な用途が、地方公共団体の庁舎等又は建築基準法別表第一(一)から(四)までに定める用途（共同住宅は除く。）に供する施設の用に供する建物の改修工事または増築工事に係る設計業務
          - (イ) 延床面積1,500㎡以上（改修または増築の対象面積）
          - (ウ) 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造
      - 参加表明書の提出者が設計共同体の場合は、代表者が上記の同種業務の実績を有さなければならない。
    - ② 実績として挙げた業務の業務評定点が70点以上であること。ただし、評定通知を受けていないため

業務成績を評価できない場合は、その限りでない。また、調査基準価格を下回った業務の実績において、業務評定点が70点未満の場合は、業務実績として認めない。設計共同体的場合も、代表者の同種業務の実績において、調査基準価格を下回り業務評定点が70点未満の業務は、業務実績として認めない。

- ③ 平成25年度以降公告までに完了した業務のうち、佐賀市（佐賀市上下水道局を除く。）発注業務の平均業務評定点が70点以上であること。

## 2) 配置予定技術者に対する要件

参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が選定されるためには選定通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

### ① 資格及び同種業務の実績

配置予定管理技術者については、下記の(ア)に示す条件を満たす者であり、かつ(イ)の実績を有する者であることとする。また、参加表明書の提出者が設計共同体的場合は、管理技術者は代表者より選出するものとする。

#### (ア) 下記の資格を有する者

- ・ 1級建築士の資格を有する者（建築士として登録している者）

#### (イ) 下記の実績を有する者。

元請（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率30%以上のものに限る。以下略）として、平成25年度以降公告日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）のうち、以下に記載する「同種業務」の実績を有さなければならない。

同種業務の実績は、国、都道府県、政令市又は市町村が発注した契約金額500万円以上の業務を対象とするが、照査技術者としての実績は対象外とする。

なお、実績として挙げた業務の業務評定点が70点以上であること。ただし、評定通知を受けていないため業務成績を評価できない場合は、その限りでない。また、調査基準価格を下回った業務の実績において、業務評定点が70点未満の場合は、業務実績として認めない。設計共同体的場合も、代表者において、調査基準価格を下回り業務評定点が70点未満の業務の場合は、業務実績として認めない。

- ・ 同種業務：下記の（i）～（iii）を満たす業務実績を有すること。なお、（i）～（iii）の業務は、同一業務であること。

- （i） 主要な用途が、地方公共団体の庁舎等又は建築基準法別表第一（一）から（四）までに定める用途（共同住宅は除く。）に供する施設の用に供する建物の改修工事または増築工事に係る設計業務
- （ii） 延床面積1,500㎡以上（改修または増築の対象面積）
- （iii） 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

- ② 実績として挙げた業務の業務評定点が70点以上であること。ただし、評定通知を受けていないため業務成績を評価できない場合は、業務実績として認めない。また、調査基準価格を下回った業務の実績において、業務評定点が70点未満の場合は、業務実績として認めない。設計共同体的場合も、代表者の同種業務の実績において、調査基準価格を下回り業務評定点が70点未満の業務は、業務実績として認めない。

- ③ 平成25年度以降公告までに完了した業務のうち、佐賀市（佐賀市上下水道局を除く。）発注業務の平均業務評定点が70点以上であること。

(3) 「参加表明書等」の提出は、参加を表明する者の所属する一級建築士事務所で1案のみとする。

(4) 協力者（協力事務所）

本業務に関する専門分野（管理技術者及び意匠担当技術者を除く。）について、協力者（協力事務所）となった者及びその者の所属する一級建築士事務所等は、（1）の資格要件に係らず本プロポーザルにおける参加資格を有せず、重ねて協力者（協力事務所）となることはできない。

#### 4. 技術提案書を特定するための評価基準

(1) 参加資格等

参加資格、同種業務の実績の有無等

(2) 業務実施方針及び手法

説明書の理解度、実施方針の妥当性、実施手法の妥当性等

(3) 技術提案の特定テーマ

特定テーマに対する的確性、実現性等

#### 5. 手続等

(1) 担当部局

〒840-8501 佐賀市栄町1番1号

佐賀市 総務部 財産活用課 施設マネジメント係

電話 0952-40-7044 F A X 0952-29-2095

(2) 説明書・応募様式等の交付期間、場所及び方法

1) 交付期間：平成30年11月7日（水）から平成30年12月7日（金）まで（佐賀市の休日に関する条例（平成17年佐賀市条例第2号）第1条に規定する市の休日を除く。）の9時00分から17時00分まで。

2) 交付場所：上記5.（1）に同じ

(3) 参加表明書・技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

1) 提出期限：平成30年12月7日（金）17時00分まで

2) 提出場所：上記5.（1）に同じ

3) 提出方法

持参又は、郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着。）すること。

#### 6. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金の要否 要。

(3) 契約書作成の要否 要。

(4) 当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 5.（1）に同じ。

(6) 詳細は業務説明書による。

— 以上 —